

そのための早道は、前述の有機食品検査認証制度に内在する諸問題に対して、産地側の指摘・要望に謙虚に耳を傾け、有機農業育成支援策など必要な施策を講じることである。

(文責 足立恭一郎)

【行政対応特別研究 [FTA]
特別研究会報告要旨 (2004 年 3 月 12 日)

WTO 体制下における韓国農業の動向と 今後の方向

(九州大学) 深川 博史

韓国の農業・農家の特徴を日本との比較でみると、稲作へ大きく傾斜しており、水田の稲作作付け率は韓国 93.3 %、日本 67.7 % (数値は 2000 年または 1999 年のもの。以下同じ。) となっている。韓国の農村は日本と異なり、兼業機会が少なく、農家経済は農業収入、とりわけ稲作収入へ大きく依存している。このため、稲作収入を失うと、農家および農村社会の経済基盤が崩されることとなり、ガットウルグアイラウンドや WTO の国際交渉において米の市場開放に強く抵抗してきた。

兼業機会の少なさについては、植民地期以来の歴史的背景があり、明治期以降に地方分散的な工業化を進めてきた日本とは条件が異なっている。植民地解放後、朝鮮戦争を経て、60 年代から 70 年代に工業化が進められたが、工場群は、拠点立地主義に基づき、農村から遠く離れて配置されたため、通勤兼業の困難から兼業機会は大きく制約された。80 年代になると、農家経済の安定化を企図した兼業機会拡大施策として、農工団地の造成が進められたが、すでに農村人口が都市へ移動した後であり、十分な成功を収めるに至らなかった。

一方、農家についてみると、農家人口の比率は韓国の方が低い、総世帯数に占める農家数は韓国の方が高い。この逆転現象は、農家の世帯員数が日本の 4.31 人に比べて韓国は 2.91 人と少ないことによる。また農業就業者

数は日本よりも多く (韓国 1.59 人、日本 1.25 人)、日本に比べて、少数家族の専業世帯という農家の特徴が示される。

また、高齢化の進展についてみると、農家人口に占める 60 歳以上の人口 (以下「高齢者」という。) の割合は、日本の方が若干高いが、高齢者の農業就業率は 74.9 % と、日本の 53.4 % に比べてかなり高くなっている。都市と農村の距離が大きく兼業できない中で、独立して生計を支えるために就農を余儀なくされ、農業に収入源を頼っているという高齢核家族農家の姿が浮かび上がってくる。

土地所有の面では借地率が高く、農村地帯で 4 ~ 5 割、ソウル近郊では 7 ~ 8 割にも達している。農地改革後に、自作農体制という成果を維持するための農地法が制定されなかったことから、農民は脱農して都市に移り住んだ後も土地を所有し続け、残存農民に土地を貸与することで、都市と農村の間に賃貸借関係が成立した。70 年代から 80 年代の、工業化にともなう農村人口の流出は、賃貸借関係を拡大させた。地代は通常、現物、一年間口頭契約であり、借り手は不安定な状況におかれ、賃貸借関係の存在が韓国農業の発展を阻害した。90 年代になって再び借地が増加しているが、その背景には、高齢化した農民の、労働力不足にともなう、農村内部での賃貸地増加がある (農地法は 1994 年になって制定され、96 年に施行されたが、こうした借地関係をほぼ容認するものとなっている)。

こういう内的な問題を抱えつつ、韓国農業は、外的には WTO 体制下に組み込まれることとなった。政府は、90 年代初めに、稲作依存からの脱却を図るため、市場開放に対応して野菜や果樹を支援育成した。しかし、97 年末の経済危機によりエネルギー価格が上昇し、エネルギー多投型の施設型農業は撤退を余儀なくされ、稲作への回帰現象が起こった。

韓国農業の特徴を総括すれば、稲作依存が強い、農家家族数が少ない、高齢化が進行し、しかも高齢者の農業就業率が高い、専業農家が多い、借地が多いという 5 点をあげることができる。90 年代後半の動きをみると、専業農家が増加する一方で、兼業農家の減少テンポが速くなっており、日韓の差

は開きつつある。

日本にとって韓国は、他のアジア諸国に比べて意志疎通を図りやすい反面、歴史的事情も手伝って双方への要求が突出しがちである。韓国農業は日本との類似点も多いが、むしろ日本農業とは似て非なるものであり、韓国と日本の FTA 交渉はそう簡単なことではない。

【遺伝資源プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004 年 3 月 16 日）

伝統的知識と知的財産をめぐる 議論の経緯と最近の動向

（特許庁工業所有権調査員）大澤 麻衣子

1992 年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）から 10 年余りを経て、生物多様性条約（CBD）がようやくわが国でも認知され始めている。しかし、伝統的知識をめぐる問題は、CBD 採択の遙か前から、国際法および知的財産権法の分野で議論されてきた。近年では、遺伝資源および関連する伝統的知識へのアクセスおよび利益配分の問題ばかりが注目されがちであるが、伝統的知識の問題は、これを超えた大きな流れの中で理解する必要がある。

よって本報告では、まず伝統的知識とは何かについて概説した後、伝統的知識をめぐる問題の歴史的な背景を紹介した。特に、1960 年代以降の先住民の人権擁護運動の高まり、1970 年代以降の知的財産権保護の拡大による南北問題の再燃、1992 年の生物多様性条約（CBD）の採択、そしてポスト CBD の議論を概観し、伝統的知識の価値と保護の必要性が国際的に認知されてきた経緯を辿ることにより、本来、伝統的知識の利益には経済的利益と精神的利益という二面性があり、現在「知的財産権制度による伝統的知識の保護」として一括りで語られる問題には、実際には伝統的知識の商業的利用等による経済的利益を享受するために伝統的知識に係る知的財産権の

付与を求めている場合と、第三者による伝統的知識の利用から生じる精神的利益の毀損を阻止するために伝統的知識に係る知的財産権の付与を求めている場合があることを指摘した。

そこで、次に、経済的利益の保護と精神的利益の保護という二つの視点から、既存の知的財産権制度による伝統的知識の保護の範囲とその限界について考察を加えた。まず、現行の知的財産権制度の下で伝統的知識の保護について先住民または地域コミュニティが直面している問題には、新規性の喪失等が障害となり権利を取得するための法律上の保護基準を満たすことができないという法的な問題と、伝統的知識の保有者が知的財産権制度に精通していない等の理由により、遺伝資源や伝統的知識に付加価値を与える能力がないという実態上の問題があることを述べた。そして、法的な問題のうち、経済的利益の保護という観点からは、既存の制度の下でも、一定の保護を受けることができるが、大部分の伝統的知識は知的財産として保護されないことが多いため、伝統的知識から生じる経済的利益の取得を確保するには、現実的には契約による他ないことを示した。一方、精神的利益の保護については、先住民または地域コミュニティは、知的財産権や慣習法に基づき自らの意に反する第三者の利用を差し止めることはできず、現行制度の下で可能なことは、知的財産権制度の下での第三者による不正なまたは伝統的知識の保有者の精神的利益を損なう権利が成立することを阻むことに限定されるが、結局のところ、この点については、知的財産権制度が本来保護対象としていないものについて、制度の不備を突いて権利を取得することをいかにして阻止するかということに尽きるものであり、知的財産権制度により積極的に保護を与えるものではないことを明らかにした。

次に、既存の制度による伝統的知識の保護の限界を克服するための WIPO、WTO・TRIPS 理事会、FAO 等の取り組みおよび各国が伝統的知識の保護に採用している様々なアプローチについて概説した。さらに、現在伝統的知識の保護をめぐる国際交渉の場で